

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件(賃金改善以外の要件)

1. 現行加算要件

現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定していること

2. 職場環境等要件

「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分ごとに1つ以上の取り組みを行うこと

3. 見える化要件

特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、障害福祉サービス等情報公開制度(または各事業者のホームページ等)を活用し、特定処遇改善加算の取得状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表すること

加算の取得状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

当法人の取り組み内容

「資質の向上」

- 研修規定に基づき、働きながら職員が資質向上を高めれるよう次の受講支援を行っている(全職員対象)。介護福祉士資格取得のための実務者研修、医療的ケア支援技術取得のための第3号研修、行動障害に関する知識及び技術取得のための強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)等。
- 全職員を対象とした2日間の社内研修を実施(介護技術、虐待防止等に関する知識及び技術向上を目的)している。
- 年間の研修計画に基づき、外部研修(各種学会、関連団体の全国大会に参加等)参加の機会を提供している。
- 資格取得を希望する職員に対する有給休暇優先取得制度を定めている。
- 人事考課及び経験に応じて、昇給する仕組みを定めている。

「労働環境・処遇の改善」

- 全職員に対して、完全希望シフト制を導入している。
- 正規職員に対しては、定期的な健康診断の実施とともに、ストレスチェックも実施している。

- 就業規則にて指定されている資格を正規職員が取得した場合、資格取得報奨金を支給している。
- 新人職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度の導入している。
- 育児世代の職員に対しては、育児短時間勤務制度を導入している。
- 社内 SNS を活用して、迅速な情報共有を図っている。

「その他」

- 非正規職員から正規職員への転換(契約社員の職員に対して、定期面談で正規職員への登用を奨励している)をしている。
- 社内研修にて、法人理念、利用者支援方針の共有を図っています。